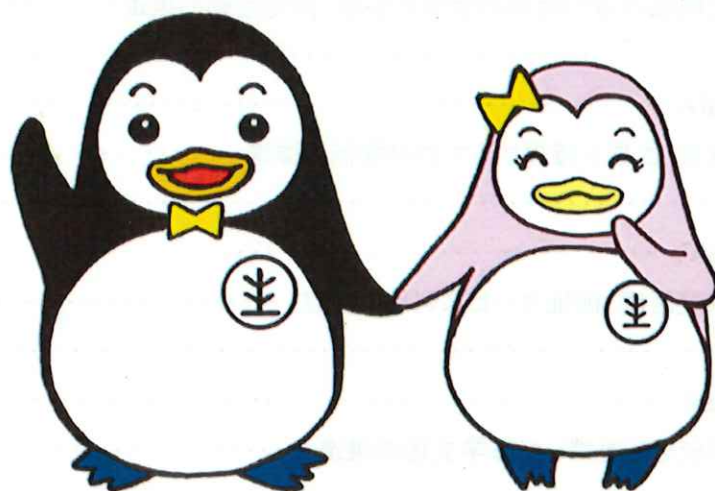


若桜町再犯防止推進計画



更生ペンギンのホゴちゃんとサラちゃん

令和6年3月策定
令和7年3月一部改訂
若 桜 町

目 次

第1章 計画の策定にあたって	P1
1 計画の目的	P1
2 計画の位置づけ	P1
3 計画期間	P1
4 再犯防止施策の対象者	P1
第2章 再犯の現状	P2
1 全国の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率	P2
2 鳥取県内の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率	P2
3 郡家警察署管内の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率	P2
第3章 計画の基本方針	P2
第4章 本町の取り組み	P3
【基本方針1】 民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の推進	P3
◆現状と課題	P3
●本町の取り組み	P3
【基本方針2】 就労・住居を確保するための取組の推進	P4
◆現状と課題	P4
●本町の取り組み	P4
【基本方針3】 保健医療・福祉サービス利用の促進	P5
◆現状と課題	P5
●本町の取り組み	P6
【基本方針4】 学校等と連携した修学支援の推進	P7
◆現状と課題	P7
●本町の取り組み	P7
【基本方針5】 関係機関・団体との連携強化	P8
◆現状と課題	P8
●本町の取り組み	P8
第5章 推進体制	P8
参考資料	P9
再犯の防止等の推進に関する法律	P10
若桜町再犯防止推進委員会設置要綱	P15
若桜町再犯防止推進委員会委員名簿	P16

※表紙のキャラクター：更生ペンギンのホゴちゃんとサラちゃんは立ち直ろうとしている人をいつも温かく見守り、犯罪や非行のない幸せな社会を願う心優しいペンギンです。チャームポイントは胸の「生きるマーク」で更生保護のマスコットキャラクターです。

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の目的

鳥取県内の刑法犯検挙者数に占める再犯者の割合（再犯者率^{※1}）は令和2年51.7%、令和3年53.8%、令和4年55.8%と刑法犯検挙者数の半数を超える状況が続いており、再犯防止対策は極めて重要な課題となっています。

このような状況の中、国は平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号。以下「法」という。）を施行し、地方自治体に対して国との適切な役割分担を踏まえて、地域の実情に応じた再犯防止に関する施策の策定及び実施の責務を有すること等を明示しました。これを受けて鳥取県においては、全国に先駆けて平成30年4月に「鳥取県再犯防止推進計画」を策定し現在は令和5年4月に改訂された「第2期鳥取県再犯防止推進計画」にもとづき各種事業が進められています。

本町においても、罪を犯した者や非行のある少年、非行少年であった者を地域社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れることが自然にできる「誰一人取り残さない」社会と、安全で安心して暮らせるまちづくりを目指すことを目的に「若桜町再犯防止推進計画」（以下「本計画」という）を策定します。

※再犯者率と再犯率

再犯者率とは検挙等された者の中に、過去にも検挙された者がどの程度いるのを見る指標。再犯率とは犯罪により検挙等された者が、その後一定期間内に再び犯罪を行うことがどの程度あるのを見る指標です。

2 計画の位置づけ

本計画は、法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として策定するものです。

3 計画期間

本計画は令和6年度から令和10年度までの5年間とし、必要に応じて修正・見直しを行うものとします。

4 再犯防止施策の対象者

この計画の対象者は、法第2条第1項で定める「犯罪をした者等^{※1}」とします。

※1「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいいます。

第2章 再犯の現状

1 全国の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率

年 次	刑法犯総数 (少年を除く)	うち再犯者数	再犯者率
令和2年	164,678人	83,384人	50.6%
令和3年	159,692人	79,809人	50.0%
令和4年	154,033人	76,250人	49.5%

※法務省矯正局提供データをもとに若桜町作成

2 鳥取県内の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率

年 次	刑法犯総数 (少年を除く)	うち再犯者数	再犯者率
令和2年	808人	418人	51.7%
令和3年	893人	480人	53.8%
令和4年	857人	478人	55.8%

※法務省矯正局提供データをもとに若桜町作成

3 郡家警察署管内の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率

年 次	刑法犯総数 (少年を除く)	うち再犯者数	再犯者率
令和2年	13人	6人	46.2%
令和3年	14人	7人	50.0%
令和4年	10人	7人	70.0%

※法務省矯正局提供データをもとに若桜町作成

第3章 計画の基本方針

1 基本方針

国の第2次再犯防止推進計画及び第2期鳥取県再犯防止推進計画の基本方針等を踏まえ、以下の事項をこの計画の基本方針として取り組みます。

基本方針1 民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の推進

基本方針2 就労・住居を確保するための取組の推進

基本方針3 保健医療・福祉サービス利用の促進

基本方針4 学校等と連携した修学支援の推進

基本方針5 関係機関・団体との連携

第4章 本町の取り組み

基本方針Ⅰ 民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の推進

◆現状と課題(国の第2次再犯防止推進計画及び第2期鳥取県再犯防止推進計画を参照)

民間協力者のうち保護司は、犯罪をした者等が孤立することなく、社会の一員として安定した生活が送れるよう、保護観察官と協働して保護観察を行うなどの活動を行っています。また、犯罪をした者等の社会復帰を支援するための地域に根ざした幅広い活動を行う更生保護女性会やBBS会※¹等の更生保護ボランティアが関係機関や地方公共団体と連携しながら再犯の防止等に関する取り組みを行っています。

県内での保護司定数に対する充足率は令和5年8月現在で94.6%、鳥取県更生保護女性連盟の会員数は1,246名、県下のBBS会の会員数は40名、令和3年度末時点で県内の自立準備ホーム※²は5法人7ホームあり、更生保護法人(更生保護事業を営むことを目的とした法人)は鳥取県更生保護観察協会と鳥取県更生保護給産会が活動しています。

保護司については、担い手の確保が年々困難となっており、この先の5年間で現在の人員のうち定年等により3分の1が減る見込みとなっています。また、更生保護ボランティア団体全体についても、なり手不足が課題となっています。

また、再犯の防止等に関する施策を迅速かつ効果的、継続的に実施するためには、人的・物的体制の整備のほか、効果的な広報・啓発活動の実施が必要です。国は毎年7月を「再犯防止啓発月間」、「社会を明るくする運動強調月間」と定め、広報・啓発活動などに取り組んでいます。

県内においても、19市町村において社会を明るくする運動に関する行事(街頭啓発活動等)を継続して実施し、本町においても、八頭町との合同で啓発活動を行っています。

しかしながら、再犯防止の取り組みについての周知・啓発が進んでいないことや犯罪をした者等に対する偏見が根強いことが課題となっています。

※1 BBS会

Big Brothers and Sisters Movementの略。「兄」、「姉」のような身近な存在として接しながら、少年が健全に成長していくことを支援する成年ボランティア団体です。

※2 自立準備ホーム

刑務所を出所したものの居住地がない者等に一時的に住居を提供し、再起を助ける民間施設です。

●本町の取り組み

①保護司の担い手の確保(企画政策課・町民課)

- ・町ホームページ等を活用し保護司の募集を掲載します。
- ・更生保護ボランティアへの理解を深めるため、町職員等を対象に社会を明るくする運動や矯正展などのイベントの参加を呼びかけます。
- ・町ホームページ等を活用し保護司、更生保護女性会等の構成ボランティアの活動内容等をPRします。

②保護司会等の活動支援(総務課・町民課)

- ・保護司等の取り組みにより町の公益及び町民の福利増進等について功労又は善行があった者に若桜町表彰条例に基づく表彰を行います。

- ・八頭更生保護観察協会と連携し、保護司会、更生保護女性会の活動に協力するとともに、その活動を支援します。
- ・八頭更生保護サポートセンター※¹と連携を図り、情報提供や広報活動を行います。

※1 八頭更生保護サポートセンター

保護司の活動支援や関係団体との連携、犯罪・非行予防など啓発を行う更生保護活動の拠点です。

③社会を明るくする運動の推進と研究大会の開催（町民課）

- ・毎年7月の強調月間を中心に社会を明るくする運動の広報・啓発活動を実施するとともに八頭更生保護観察協会と計画段階から連携し社会を明るくする運動2町（八頭町・若桜町）合同研究大会を開催します。

④若桜町再犯防止推進計画の発信（町民課）

- ・若桜町再犯防止推進計画の策定後、内容や事業を関係者以外にも理解いただけるようホームページ等でわかりやすく発信します。

⑤人権啓発の取り組み（教育委員会・ふれあい交流センター）

- ・町内で開催する部落解放若桜町研究集会や人権問題小地域学習会、人権問題公開学習講座、部落解放ふれあいまつりを通して、「刑を終えて出所した人の人権」等のさまざまな人権啓発の取り組みを行います。

基本方針2 就労・住居を確保するための取組の推進

◆現状と課題（国の第2次再犯防止推進計画及び第2期鳥取県再犯防止推進計画を参照）

令和4年犯罪白書によると刑務所に再び入所した者のうち約7割が、再入時無職の者となっており、無職の者の再入者は有職の者と比べて約3倍と高く、不安定な就労が再犯のリスクとなっています。

また、令和4年の鳥取刑務所の出所者153名のうち、帰住先がない者は14.4%で平成28年の48.6%と比較すると2割弱まで減少しています。これは、県が行っている帰住先調整の成果と考えられ、今後も事業を継続していく必要があります。

就労や住居の確保は、犯罪をした者等が地域社会で再スタートする鍵となるため、関係機関等と連携し就労・住居対策を推進していく必要があります。

●本町の取り組み

①生活困窮者自立支援事業の実施（福祉保健課・若桜町社会福祉協議会）

- ・若桜町社会福祉協議会等により、生活困窮者が抱える様々な生活課題の相談に応じ、就労支援や家計改善などの自立に向けた支援と情報提供、助言を行うとともに、生活困窮者に対し緊急的な食糧支援、資金貸付を行います。

②生活保護（若桜町福祉事務所）

- ・所持金が少ない、帰住先がない等、生活上の相談受付、生活保護を必要とする状態であれば、生活扶助や住宅扶助を支給します。

③住居確保給付金事業（若桜町福祉事務所）

- ・離職等により家賃が払えず住居を失った又は、失う恐れがある生活困窮者に対し、一定期間、家賃相当額を支給します。

④居住可能な物件等の情報提供（企画政策課）

- ・空き家・空き地バンク^{※1}を活用し居住可能な物件等の情報提供を行います。

※1 空き家・空き地バンク

空き家、空き地の有効活用と移住及び町内定住を希望される方を支援する目的で作られた制度で、空き家、空き地の解消並びに定住促進による地域活性化を図る目的も兼ねています。

⑤町営住宅の情報提供（地域整備課）

- ・町民課、福祉保健課等と情報共有を行い、町営住宅の入居者募集を行います。

⑥就労情報の提供（経済産業課・企画政策課）

- ・町が保有する就労に関する各種情報を提供します。

⑦協力雇用主^{※1}の開拓（町民課）

- ・協力雇用主制度の普及のため、鳥取保護観察所、保護司会の活動に協力します。

※1 協力雇用主

犯罪、非行の前歴のために定職に就くことが容易でない犯罪をした者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主をいいます。

基本方針3 保健医療・福祉サービス利用の促進

◆現状と課題（国の第2次再犯防止推進計画及び第2期鳥取県再犯防止推進計画を参照）

令和4年に鳥取県内で刑法犯として検挙された者（少年を除く）857名のうち、65歳以上の高齢者は256名（29.9%）でした。高齢者の2年以内再入率^{※1}は他の世代に比べて高く、知的障がいのある受刑者については、一般に再犯にいたるまでの期間が短いことなどが明らかになっています。

高齢や障がい等の要因により福祉的支援が必要であるにもかかわらず、本人が希望しないことを理由に支援ができない場合があることなどを踏まえて、鳥取県地域生活定着支援センター、若桜町保健センター、若桜町包括支援センター、地域の保健医療、福祉関係機関等の更なる連携強化を図る必要があります。

また、令和4年の鳥取刑務所における受刑者246人のうち、薬物事犯者は94名（38.2%）とな

っており、「令和4年における組織犯罪の情勢（警察庁）」によると全国の覚醒剤事犯の検挙人員6,124人のうち、再犯者数は4,188人（68.4%）となっています。薬物事犯の再犯者率は非常に高く、薬物、アルコールなどの依存症に対する支援、教育、啓発を行っていく必要があります。

※1 再入率

各年の出所受刑者人員のうち、出所後の犯罪により受刑のため刑事施設に再入所した者の比率です。

●本町の取り組み

①総合相談支援事業（福祉保健課・若桜町社会福祉協議会）

・生活上の困りごとや障がいのある方又はその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言及び専門機関の紹介等関係機関との連絡調整を行います。

②鳥取県地域生活定着支援センター※1との連携（福祉保健課・町民課）

・鳥取県地域生活定着支援センターと連携し、高齢者や障がいのある者等の入口支援（矯正施設※2に入所するに至る前の段階の支援）や出口支援（矯正施設からの出所後の支援）を行います。

※1 鳥取県地域生活定着支援センター

高齢又は障がいにより福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者及び退所者等に対し関係機関と連携・協働しつつ、矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援を行い、その社会復帰及び地域生活への定着を支援する機関です。

※2 矯正施設

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院を指します。

③地域包括ケアシステム※1の推進（福祉保健課・包括支援センター）

・介護予防や総合相談・支援、権利擁護など地域の関係機関との連携を強化し支援を行います。

※1 地域包括ケアシステム

人口減少社会における介護需要の急増という課題に対して、医療・介護などの専門職から地域の住民一人ひとりで様々な人たちが力をあわせて対応していこうというシステムです。

④成年後見人制度等の利用に向けた支援（福祉保健課・包括支援センター）

・認知症などの判断能力が不十分な者に対して、本人の代わりに財産管理や契約等を行う成年後見制度の利用促進を図ります。

⑤日常生活自立支援事業（若桜町社会福祉協議会）

・認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な者が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、日常的金銭管理、福祉サービスの利用援助等を行います。

⑥薬物、アルコールなどの依存症に対する支援、啓発（保健センター）

・依存症に関する相談・支援を行うとともに依存症支援拠点機関や依存症専門医療機関へつなげます。

- ・薬物乱用防止や依存症に関するリーフレットや啓発ポスターの設置を行います。
- ・鳥取県薬物乱用防止指導員※¹やアルコール健康障害・各種依存症普及啓発相談員※²と連携し啓発活動を行います。

※1 鳥取県薬物乱用防止指導員

鳥取県福祉保健部長より委嘱された方々で地域の集まり、ミニ講演会でチラシを配布するなど地域に根ざした啓発活動に取り組んでいます。

※2 アルコール健康障害・各種依存症普及啓発相談員

アルコール健康障害・各種依存症から回復した当事者や家族、民生委員、保護司等から鳥取県が任命し地域での普及啓発や相談体制の充実を図っています。

基本方針4 学校等と連携した修学支援の推進

◆現状と課題(国の第2次再犯防止推進計画及び第2期鳥取県再犯防止推進計画を参照)

我が国の高等学校への進学率は、99.8%であり、ほとんどの者が高等学校に進学する状況ですが、その一方で、入所受刑者の33.8%は高等学校に進学しておらず、23.8%は高等学校を中途退学しています。また、少年院入院者の24.4%は中学校卒業後に高等学校に進学しておらず、中学校卒業後に進学した者のうち56.9%は高等学校を中退している状況にあります。

少年院出院後も一貫した修学支援を実施できるよう、矯正施設、保護観察所、学校等の関係機関の連携を強化する必要があります。また、非行が修学からの離脱を助長し、又は復学を妨げる要因となっていることも踏まえて、非行防止に向けた取り組みを強化していく必要があります。

●本町の取り組み

①青色回転灯車両による巡回防犯パトロール(教育委員会・青少年育成若桜町民会議)

- ・防犯に関する録音テープを流しながら青パトによる巡回パトロールを実施し地域防犯に努めるとともに、若桜学園児童、生徒の下校時に合わせパトロールを実施することにより、非行防止に向けた取り組みを行います。

②更生保護事業の啓発(若桜学園)

- ・人権作文の発表や社会を明るくする運動への参加、総合的な学習等を通して、更生保護事業の啓発を行います。
- ・薬物乱用防止や依存症に関する授業を行い、児童・生徒の非行の未然防止に努めます。

③青少年の健全育成(教育委員会)

- ・放課後児童クラブや学習支援教室等を通して青少年の健全育成に努めます。

④夜間中学校の情報発信(教育委員会)

- ・令和6年4月に開校する県立夜間中学校(県立まなびの森学園)の情報を発信し、中学校での学び直しの機会の提供に努めます。

基本方針5 関係機関・団体との連携の強化

◆現状と課題(国の第2次再犯防止推進計画及び第2期鳥取県再犯防止推進計画を参照)

犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、自立した社会の構成員として安定した生活を送るためには、刑事司法手続き段階における社会復帰支援のみならず、刑事司法手続き終了後も、国、地方公共団体、学校、地域の保健医療・福祉関係機関、民間協力者等が相互に連携し支援していく必要があります。

●本町の取り組み

①国の関係機関、更生保護関係団体等の情報共有(町民課)

・鳥取保護観察所、八頭地区保護司会、八頭更生保護女性会、若桜町民生児童委員会、若桜町社会福祉協議会等の関係機関、関係団体との情報、意見交換会を行います。

②再犯の現状把握(町民課)

・法務省矯正局提供の犯罪統計に係るデータを活用し、全国、鳥取県内、郡家警察署管内の再犯の現状を把握するとともに、関係機関による意見交換会を行います。

第5章 推進体制

本計画を推進するため、関係機関・団体等が連携しながら、直面する課題や今後の取り組みの方向性などについて検討していきます。

また、支援が必要なケースが実際に発生した場合は、そのケースに応じて関係する支援機関等を集めたケース会議を実施します。

町と支援機関、関係機関、団体等が連携を強化し、犯罪をした者等へのバックアップがより適正かつ迅速に行えるよう進めていきます。

参 考 資 料

再犯の防止等の推進に関する法律

第一章 総則

(目的)

第1条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

(基本理念)

第3条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

(国等の責務)

第4条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(連携、情報の提供等)

第5条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。
- 4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(再犯防止啓発月間)

第6条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

- 2 再犯防止啓発月間は、七月とする。
- 3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

(再犯防止推進計画)

第7条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(以下「再犯防止推進計画」という。)を定めなければならない。

- 2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 1 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - 2 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項
 - 3 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - 4 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項
 - 5 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。
- 5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。
- 6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

(地方再犯防止推進計画)

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

- 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表

するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第9条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第10条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた再犯の防止等に関する施策についての報告を提出しなければならない。

第2章 基本的施策

第1節 国の施策

(特性に応じた指導及び支援等)

第11条 国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。

2 国は、犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意しなければならない。

(就労の支援)

第12条 国は、犯罪をした者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させる作業の矯正施設における実施、矯正施設内及び社会内を通じた職業に関する免許又は資格の取得を目的とする訓練その他の効果的な職業訓練等の実施、就職のあっせん並びに就労及びその継続に関する相談及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

(非行少年等に対する支援)

第13条 国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。

(就業の機会の確保等)

第14条 国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主(犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。第23条において同じ。)の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(住居の確保等)

第15条 国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅をいう。）への入居における犯罪をした者等への特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(更生保護施設に対する援助)

第16条 国は、犯罪をした者等の宿泊場所の確保及びその改善更生に資するよう、更生保護施設の整備及び運営に関し、財政上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第17条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実に図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(関係機関における体制の整備等)

第18条 国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(再犯防止関係施設の整備)

第19条 国は、再犯防止関係施設（矯正施設その他再犯の防止等に関する施策を実施する施設をいう。以下この条において同じ。）が再犯の防止等に関する施策の推進のための重要な基盤であることに鑑み、再犯防止関係施設の整備を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(情報の共有、検証、調査研究の推進等)

第20条 国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する再犯の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する施策の実施状況及びその効果を検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進するとともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする。

(社会内における適切な指導及び支援)

第21条 国は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援を受けることが再犯の防止等に有効であると認められる者について、矯正施設における処遇を経ないで、又は一定期間の矯正施設における処遇に引き続き、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受けることができるよ

う、必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進及び表彰)

第22条 国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

(民間の団体等に対する援助)

第23条 国は、保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等必要な施策を講ずるものとする。

第2節 地方公共団体の施策

第24条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和4年5月25日法律第52号）抄

(施行期日)

第1条 この法律は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 次条並びに附則第3条、第5条及び第38条の規定 公布の日

(政令への委任)

第38条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

若桜町再犯防止推進委員会設置要綱

令和6年12月9日 告示第76号

(目的)

第1条 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条第1項に基づく若桜町再犯防止推進計画（以下「計画」という。）を策定及び推進するため、若桜町再犯防止推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(掌握事項)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項を掌握する。

- (1) 計画の策定、変更及び推進に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、その他再犯防止の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進委員会の委員は次に定める者の中から町長が委嘱する。

- (1) 再犯防止に係る国又は県の関係機関の職員
 - (2) 再犯防止に係る関連団体の構成員
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、任期途中で委員の変更が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 推進委員会に会長及び副会長をそれぞれ1名置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は推進委員会を総括し代表する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進委員会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、会長が議長となる。ただし、初回の会議の招集は町長が行う。

- 2 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは会長が決するところによる。
- 3 会長は、必要に応じ、委員以外の者に会議の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 4 会長は、災害その他のやむを得ない理由により会議を開くことができない場合において、必要があると認めるときは書面による会議を開くことができる。

(庶務)

第6条 推進委員会の庶務は若桜町町民課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1. この要綱は告示日から施行する。
2. 若桜町再犯防止推進計画策定委員会設置要綱は廃止する。

若桜町再犯防止推進委員会委員名簿

NO	団体名(役職)	氏 名	備考
1	鳥取保護観察所 企画調整課長	近 藤 由 美	
2	鳥取保護観察所 保護観察官	森 次 太	
3	八頭保護区保護司会(若桜地区)	西 本 誠	会 長
4	八頭保護区保護司会(若桜地区)	山 本 佳 子	
5	八頭更生保護女性会(若桜地区)理事	岡本泰恵子	副会長
6	若桜町社会福祉協議会 会長	永 原 聡	
7	若桜町民生児童委員協議会 会長	長 尾 正 重	
8	若桜学園 副校長	加 藤 浩 志	
9	郡家警察署生活安全刑事課 係長	米 谷 進	
10	若桜町ふれあい交流センター 生活相談員	八瀬河洋子	

任期:令和7年1月1日~令和8年12月31日 2年間

若桜町再犯防止推進計画

令和6(2024)年3月策定
令和7(2025)年3月一部改訂

編集・発行 若桜町 町民課

〒680-0792 八頭郡若桜町若桜801番地5

TEL : 0858-82-2233

FAX : 0858-82-0134

E-mail : chomin@town.wakasa.tottori.jp

